

軽自動車検査協会検査事務規程の一部を改正する新旧対照表

○軽自動車検査協会検査事務規程（昭和48年9月26日協会規程第16号）

新	旧
<p>目次（略）</p> <p>第1章 総則</p> <p>1-1～1-2（略）</p> <p>1-3 用語の定義</p> <p>この規程における用語の定義は、法、施行規則、保安基準、様式省令及びこれらの法令に基づく国の関係通達並びに審査事務規程によるものとする。</p> <p><u>なお、審査事務規程1-3「用語の定義」中、「審査時車両状態」は「検査時車両状態」と読み替えるものとする。</u></p> <p>1-4～1-5（略）</p> <p>2章 検査の実施方法</p> <p>2-1～2-2の2（略）</p> <p>2-2の3 検査の予約</p> <p>検査業務の円滑な処理及びユーザーの利便の確保を図る観点から、検査は予約により行うことを原則とする。</p> <p><u>なお、2-6-3（3）及び3-4-5（3）の取扱いについては、検査の予約は要しないものとする。</u></p> <p>2-3 検査時における指示等</p> <p>(1) 検査担当者は、検査時において、受検車両（検査を受ける自動車をいう。以下同じ。）が次の各号に掲げる状態にない場合又は受検者（検査を受検する者をいう。以下同じ。）が次の各号に掲げる行為を行わなかった場合には、それぞれ該当する指示を受検者に対し行う。また、検査担当</p>	<p>目次（略）</p> <p>第1章 総則</p> <p>1-1～1-2（略）</p> <p>1-3 用語の定義</p> <p>この規程における用語の定義は、法、施行規則、保安基準、様式省令及びこれらの法令に基づく国の関係通達並びに審査事務規程によるものとする。</p> <p>1-4～1-5（略）</p> <p>2章 検査の実施方法</p> <p>2-1～2-2の2（略）</p> <p>2-2の3 検査の予約</p> <p>検査業務の円滑な処理及びユーザーの利便の確保を図る観点から、検査は予約により行うことを原則とする。</p> <p>2-3 検査時における指示等</p> <p>(1) 検査担当者は、検査時において、受検車両（検査を受ける自動車をいう。以下同じ。）が次の各号に掲げる状態にない場合又は受検者（検査を受検する者をいう。以下同じ。）が次の各号に掲げる行為を行わなかった場合には、それぞれ該当する指示を受検者に対し行う。また、検査担当</p>

者は、自動車検査場内における検査業務を適正かつ円滑に実施するために必要な範囲内において、受検車両の操作等に関する指示を受検者に対し行う。

検査担当者がこれらの指示を行った場合において、受検者が検査担当者の指示に従わず、次の各号に掲げる状態にない場合又は次の各号に掲げる行為が行われなかった場合には、受検者に対し検査できないため検査を中断する旨を口頭で通告する。

①～②③ (略)

②④ 寸法及び重量を計測する受検車両は、スペアタイヤ、予備部品、工具その他の携帯物品を取外し、空車状態とすること。

(2) (略)

2-4～2-6-2 (略)

2-6-3 検査の実施

(1)～(2) (略)

(3) 検査において、保安基準適合性について疑義が生じた等により2-7(1)に規定する検査が完了せず、検査当日中に検査担当者が速やかに判定を行うことができない場合にあっては、次により取り扱うものとする。

① 3-4-5(1)の規定に基づき中断として通知する事例に該当しないときは、(1)の規定にかかわらず、検査継続(検査当日から15日以内(証明書等について真正性の照会を行っている期間は除く。))を限度として検査を継続することをいう。)とすることができる。

② 検査継続とした場合には、受検者に対しその旨通告するとともに、検査票1又は検査票2の備考欄に、検査継続の旨及び理由を記載するものとする。

③ 証明書等について真正なものであるか疑義がある場合には、本部に

者は、自動車検査場内における検査業務を適正かつ円滑に実施するために必要な範囲内において、受検車両の操作等に関する指示を受検者に対し行う。

検査担当者がこれらの指示を行った場合において、受検者が検査担当者の指示に従わず、次の各号に掲げる状態にない場合又は次の各号に掲げる行為が行われなかった場合には、受検者に対し検査できない旨を口頭で通告する。

①～②③ (略)

(新設)

(2) (略)

2-4～2-6-2 (略)

2-6-3 検査の実施

(1)～(2) (略)

(3) 検査において、保安基準適合性について疑義が生じたため検査担当者が速やかに判定を行うことができない場合にあって、3-4-5(1)の規定に基づき保留として通知する事例に該当しないときは、(1)の規定にかかわらず、検査継続(検査当日から15日以内を限度として検査を継続することをいう。)とすることができる。

(新設)

(新設)

照会のうえ判断するものとする。

なお、受検者に対し「証明書等の真正性確認を行う必要があり、その確認が完了するまでに生じた期間については検査期間の対象外となる」旨を連絡しておくものとする。

- ④ 検査担当者は、この期間内に可及的速やかに判定を行うことができよう努めるものとし、判定を行うことができるようになった際には、検査票1又は検査票2の備考欄に記載された理由を抹消することなく、当該箇所に検査担当者印の押印を行うものとする。

- ⑤ 受検者に対し求めた書面の提出又は提示が検査当日から 15 日を超えても行われない場合には、総合判定を「中断」とするものとする。

(4) (略)

2-7 検査の実施方法

- (1) 検査は、別表1「検査の実施の方法」に定めるところにより、第4章及び第5章に規定する項目について実施する。この場合において、書面等により審査を行う項目については、受検者に対し必要な書面の提出又は提示を求め審査するものとする。

- (2) (1)において、別表1「検査の実施の方法」に定める視認等の方法で判定することが困難な場合は、当該自動車にかかる点検整備記録簿又は分解整備記録簿の提示を求め、当該記録簿の記載事項を検討する等の方法により確認するものとする。

この場合において、検査担当者は、この期間内に可及的速やかに判定しなければならない。

また、検査継続とした場合には、受検者に対しこの旨通告するとともに、検査票1又は検査票2の備考欄に、検査継続の旨及び理由を記載するものとする。

なお、判定がなされた場合には、検査票1又は検査票2の備考欄に記載された理由を抹消することなく、当該箇所に検査担当者印の押印を行うものとする。

(新設)

(4) (略)

2-7 検査の実施方法

- (1) 検査は、別表1「検査の実施の方法」に定めるところにより、第4章及び第5章に規定する項目について実施する。この場合において、別表1「検査の実施の方法」に定める視認等の方法で判定することが困難な場合は、当該自動車にかかる点検整備記録簿又は分解整備記録簿の提示を求め、当該記録簿の記載事項を検討する等の方法により確認するものとする。

(3) 検査に際して、受検車両が検査時車両状態にない場合には、受検者に対し検査できないため検査を中断する旨を口頭で通告する。

(4)～(8) (略)

2-8 車台番号及び原動機の型式の確認

(1) (略)

(2) (1)に規定する確認において、当該自動車に打刻又は表示がされている車台番号又はシリアル番号若しくは製造番号及び原動機の型式について、確認書面（検査票1及び検査票2を除く。）に記載されている車台番号又はシリアル番号若しくは製造番号及び原動機の型式と相違する場合又は相違するおそれがある場合には、受検者に対し検査できないため検査を中断する旨口頭で通告するものとする。

(3) (略)

2-9～2-11-4 (略)

2-11-5 試作車及び組立車の審査結果通知書

(1)～(2) (略)

(3) 提示された自動車と改造自動車等審査結果通知書等に記載されている内容（長さ、幅、高さ、車両重量及び最大積載量並びに車両総重量を除く。）を確認した結果、同一でないと認められるときは、受検者に対し検査できないため検査を中断する旨を口頭で通告する。

2-11-6～2-11-9 (略)

2-11-10 試験自動車の認定書等

保安基準第56条第4項の規定による試験自動車の認定書の提示があった自

検査に際して、求めた書面の提出又は提示がない場合には、受検者に対し検査できない旨を口頭で通告する

(2)～(6) (略)

2-8 車台番号及び原動機の型式の確認

(1) (略)

(2) (1)に規定する確認において、当該自動車に打刻又は表示がされている車台番号又はシリアル番号若しくは製造番号及び原動機の型式について、確認書面（検査票1及び検査票2を除く。）に記載されている車台番号又はシリアル番号若しくは製造番号及び原動機の型式と相違する場合又は相違するおそれがある場合には、受検者に対し、検査を行わない旨口頭で通告するものとする。

(3) (略)

2-9～2-11-4 (略)

2-11-5 試作車及び組立車の審査結果通知書

(1)～(2) (略)

(3) 提示された自動車と改造自動車等審査結果通知書等に記載されている内容（長さ、幅、高さ、車両重量及び最大積載量並びに車両総重量を除く。）を確認した結果、同一でないと認められるときは、受検者に対し検査できない旨を口頭で通告する。

2-11-6～2-11-9 (略)

2-11-10 試験自動車の認定書等

保安基準第56条第4項の規定による試験自動車の認定書の提示があった自

動車については、提示された資料を参考として次により検査するものとする。

- ① 保安基準第56条第4項の規定により基準が適用されない項目については、提示された資料と同一であることを確認する。確認した結果、同一でないと認められるときは、受検者に対し検査できないため検査を中断する旨を口頭で通告する。

②～③（略）

2-11-11～2-11-12（略）

2-12 改造自動車等

2-12-1 改造自動車、試作車及び組立車の検査

(1)～(4)（略）

- (5) 改造自動車等の検査にあたって、改造自動車等審査結果通知書の指示事項と相違することが確認された場合は、受検者に対し検査できないため検査を中断する旨を口頭で通告する。

2-12-2～2-12-3（略）

2-13 並行輸入自動車

2-13-1 審査事務規程別添3「並行輸入自動車審査要領」の準用

(1)～(4)（略）

- (5) 書面審査が新規検査等の前日までに終了していない並行輸入自動車の新規検査等の申請があった場合には、受検者に対し検査できないため検査を中断する旨を口頭で通告する。

2-13-2～2-14（略）

動車については、提示された資料を参考として次により検査するものとする。

- ① 保安基準第56条第4項の規定により基準が適用されない項目については、提示された資料と同一であることを確認する。確認した結果、同一でないと認められるときは、検査を保留する。

②～③（略）

2-11-11～2-11-12（略）

2-12 改造自動車等

2-12-1 改造自動車、試作車及び組立車の検査

(1)～(4)（略）

- (5) 改造自動車等の検査にあたって、改造自動車等審査結果通知書の指示事項と相違することが確認された場合は、受検者に対し検査できない旨を口頭で通告する。

2-12-2～2-12-3（略）

2-13 並行輸入自動車

2-13-1 審査事務規程別添3「並行輸入自動車審査要領」の準用

(1)～(4)（略）

- (5) 書面審査が新規検査等の前日までに終了していない並行輸入自動車の新規検査等の申請があった場合には、受検者に対し検査できない旨を口頭で通告する。

2-13-2～2-14（略）

2-15 自動車検査証の記載事項変更等に係る保安基準適合性の確認

牽引自動車と被牽引自動車の組合せの変更、車両重量の変更等の検査証の記載事項の変更等に係る保安基準適合性については、書面等適切な方法により確認するものとする。

なお、検査証の記載事項の変更に係る保安基準適合性の確認の場合であつて、自動車の提示がなく確認に必要となる測定ができないとき（軽自動車以外の牽引自動車の追加等を除く。）及び確認に必要となる値が不明なときは、申請者に対し確認できないため確認を中断する旨通告する。

2-16 軌陸車等の架装の仕様の確認

(1) 「自動車の用途等の区分について（依命通達）」（昭和 35 年 9 月 6 日付け自車第 452 号。以下「用途区分通達」という。）4-1 で定める特種用途自動車のうち、同通達 4-1-1 の自動車（保線作業車に限る。）及び 4-1-2 の自動車（軌道兼用車に限る。）（以下「軌陸車等」という。）にあつては、新規検査及び予備検査に限り、使用者が架装事業者等に発注した架装の仕様書その他の実際に運行の用に供する際の架装状態を示す書面（以下 2-16 において「仕様書等」という。）の提示を求め、架装の仕様の確認を行うものとする。この場合において、仕様書等の提示のないとき及び仕様書等に記載されている内容と当該自動車の装置が相違するときは、受検者に対し検査できないため検査を中断する旨口頭で通告するものとする。

(2)～(3)（略）

2-17（略）

2-18 車台番号等の打刻依頼等

検査等の際、法第 32 条の各号に該当する自動車については、その旨を運輸支局又は自動車検査登録事務所（運輸監理部及び陸運事務所を含む。以下、

2-15 自動車検査証の記載事項変更等に係る保安基準適合性の確認

牽引自動車と被牽引自動車の組合せの変更、車両重量の変更等の検査証の記載事項の変更等に係る保安基準適合性については、書面等適切な方法により確認するものとする。

なお、検査証の記載事項の変更に係る保安基準適合性の確認の場合であつて、自動車の提示がなく確認に必要となる測定ができないとき（軽自動車以外の牽引自動車の追加等を除く。）及び確認に必要となる値が不明なときは、申請者に対し確認できない旨通告する。

2-16 軌陸車等の架装の仕様の確認

(1) 「自動車の用途等の区分について（依命通達）」（昭和 35 年 9 月 6 日付け自車第 452 号。以下「用途区分通達」という。）4-1 で定める特種用途自動車のうち、同通達 4-1-1 の自動車（保線作業車に限る。）及び 4-1-2 の自動車（軌道兼用車に限る。）（以下「軌陸車等」という。）にあつては、新規検査及び予備検査に限り、使用者が架装事業者等に発注した架装の仕様書その他の実際に運行の用に供する際の架装状態を示す書面（以下 2-16 において「仕様書等」という。）の提示を求め、架装の仕様の確認を行うものとする。この場合において、仕様書等の提示のないとき及び仕様書等に記載されている内容と当該自動車の装置が相違するときは、受検者に対し検査を行わない旨口頭で通告するものとする。

(2)～(3)（略）

2-17（略）

2-18 車台番号等の打刻依頼等

検査等の際、法第 32 条の各号に該当する自動車については、その旨を運輸支局又は自動車検査登録事務所（運輸監理部及び陸運事務所を含む。以下、

「運輸支局等」という。)へ連絡するものとする。

なお、受検者に対し検査は、職権による打刻を受けた後でなければ、検査できないため検査を中断する旨を口頭で通告する。

2-19~2-20 (略)

2-21 画像の取得及び保存

2-21-1 画像の取得及び保存

新規検査、予備検査及び構造等変更検査の検査において、提示された自動車(型式指定自動車又は法第69条第4項の規定により検査証が返納された自動車であって、当該自動車に係る構造等に関する事項が完成検査終了証又は返納証明書(交付を受けているものに限る。)に記載された構造等に関する事項と同一であるものを除く。)の画像を画像取得装置を用いて、その取得及び保存を行うものとする。

また、画像の取得に際して、受検者が画像の撮影を拒否した場合には、受検者に対し検査できないため検査を中断する旨を口頭で通告する。

第3章

3-1~3-3-9 (略)

3-3-10 車両重量欄

検査票2の車両重量欄は、空車状態(脱着式座席を有する自動車にあっては、座席を全て取付けた状態をいう。以下同じ。)における自動車の重量を記載し、検査証等に印字するものとする。

なお、燃料について全量を搭載していない場合には、計算により算出した不足相当分の重量を各軸に配分して加算すること。

3-3-11~3-3-14 (略)

「運輸支局等」という。)へ連絡するものとする。

なお、受検者に対し検査は、職権打刻を受けた後でなければ、検査できない旨を口頭で通告する。

2-19~2-20 (略)

2-21 画像の取得及び保存

2-21-1 画像の取得及び保存

新規検査、予備検査及び構造等変更検査の検査において、提示された自動車(型式指定自動車又は法第69条第4項の規定により検査証が返納された自動車であって、当該自動車に係る構造等に関する事項が完成検査終了証又は返納証明書(交付を受けているものに限る。)に記載された構造等に関する事項と同一であるものを除く。)の画像を画像取得装置を用いて、その取得及び保存を行うものとする。

また、画像の取得に際して、受検者が画像の撮影を拒否した場合には、受検者に対し検査できない旨を口頭で通告する。

第3章

3-1~3-3-9 (略)

3-3-10 車両重量欄

検査票2の車両重量欄は、空車状態(脱着式座席を有する自動車にあっては、座席を全て取付けた状態をいう。以下同じ。)における自動車の重量を記載し、検査証等に印字するものとする。

3-3-11~3-3-14 (略)

3-3-15 備考欄

(1) 検査証等の備考欄への記載が必要な次表左欄に掲げる自動車について、同表中央欄の記載内容を同表右欄の例により検査票2の備考欄に記載する。また、その他必要な事項についても必要に応じて記載し、検査証等に印字する。

表

記載を要する自動車	記載事項	記載例
(略)	(略)	(略)
11-1. 並行輸入自動車であって次の各号に掲げるもの (1)～(2) (略) (3) 初めて検査証を交付する検査時に、 <u>消音器の加速走行騒音性能規制の適合性を、消音器自体の表示以外の方法により確認したもの（平成26年騒音規制前の規制を適用する自動車に限る。）</u>	(略) <u>消音器の加速走行騒音性能規制の適合性確認に用いた書面又は表示</u>	(略) 初回検査時確認書面等（騒音試験成績表） （WVTA） （車両データプレート） （COC） （外国登録証） （認可書）
(略)	(略)	(略)

3-3-16～3-4-1 (略)

3-4-2 適合

3-3-15 備考欄

(1) 検査証等の備考欄への記載が必要な次表左欄に掲げる自動車について、同表中央欄の記載内容を同表右欄の例により検査票2の備考欄に記載する。また、その他必要な事項についても必要に応じて記載し、検査証等に印字する。

表

記載を要する自動車	記載事項	記載例
(略)	(略)	(略)
11-1. 並行輸入自動車であって次の各号に掲げるもの (1)～(2) (略) (3) 初めて検査証を交付する検査時に <u>細目告示第118条第2項第6号の適合性を同条第3項第2号により確認したもの</u>	(略) <u>細目告示第118条第3項第2号イ又はロに規定する書面又は表示</u>	(略) 初回検査時確認書面等（騒音試験成績表） （WVTA） （車両データプレート） （COC） （外国登録証） （認可書）
(略)	(略)	(略)

3-3-16～3-4-1 (略)

3-4-2 適合

検査を行った場合において、自動車の構造及び装置が保安基準に適合すると認めるときは、検査票 1 又は検査票 2 の該当する箇所に検査担当者印の押印を行い、受検者に通知するものとする。

この場合において、当日中に自動車検査証の交付又は返付が行えない事由がある場合にあつては、受検者と内容について確認するものとし、当該自動車の検査合格日から 15 日以内であれば、既に通知を行った検査票を有効なものとして処理して差し支えない。

なお、再入場による検査を行った場合において、保安基準に適合すると認めるときは、該当する構造又は装置を検査した者が適合しない旨の記載を抹消することなく、当該箇所へ検査担当者印の押印を行うものとする。

3-4-3 不適合

検査を行った場合において、自動車の構造又は装置が保安基準に適合すると認められないときは、検査票 1 又は検査票 2 の当該項目を「○」で囲む等により保安基準に適合しない部分及び不具合の状況が容易に分かるように記載し、受検者に通知するものとする。ただし、検査結果の分析・活用の高度化システムから出力される保安基準に適合しない部分及び不具合の状況の記載がある検査結果が検査票 1 又は検査票 2 に添付されている場合は、検査票 1 又は検査票 2 への記載を省略することができる。

3-4-4 (略)

3-4-5 中断

(1) 検査途中において、2-3、2-6-3(3)⑤、2-7(3)、2-8(2)、2-11-5(3)、2-11-10①、2-12-1(5)、2-13-1(5)、2-15、2-16(1)、2-18 及び 2-21-1の規定に基づき、受検者に対し検査できないため検査を中断する旨通告した場合並びに 2-2(1)⑦に規定する事項が反復又は継続して行われ適正

検査を行った場合において、自動車の構造及び装置が保安基準に適合すると認めるときは、検査票 1 又は検査票 2 の該当する箇所に検査担当者印の押印を行い、受検者に通知するものとする。

なお、再入場による検査を行った場合において、保安基準に適合すると認めるときは、該当する構造又は装置を検査した者が適合しない旨の記載を抹消することなく、当該箇所へ検査担当者印の押印を行うものとする。

3-4-3 不適合

検査を行った場合において、自動車の構造又は装置が保安基準に適合しないと認めるときは、検査票 1 又は検査票 2 の当該項目を「○」で囲む等により保安基準に適合しない部分及び不具合の状況が容易に分かるように記載し、受検者に通知するものとする。ただし、検査結果の分析・活用の高度化システムから出力される保安基準に適合しない部分及び不具合の状況の記載がある検査結果が検査票 1 又は検査票 2 に添付されている場合は、検査票 1 又は検査票 2 への記載を省略することができる。

3-4-4 (略)

3-4-5 保留

(1) 2-3、2-7、2-8(2)、2-11-5(3)、2-11-10①、2-12-1(5)、2-13-1(5)、2-16(1)、2-18 及び 2-21 の規定に基づき、受検者に対し検査できない旨通告した場合並びに 2-2(1)⑦に規定する事項が反復又は継続して行われ適正な検査を実施できない場合には、その理由又は 2-3(1)に該当する番

な検査を実施できない場合には、その理由又は2-3(1)に該当する番号のいずれかを検査票1又は検査票2の備考欄に記載し、受検者に通知するものとする。

この場合において、2-8(2)、2-11-5(3)、2-12-1(5)及び2-16(1)の規定に基づく通告の理由は、それぞれ①、②及び③の例によるものとする。

①～③ (略)

(2) (略)

(3) 初回の検査を行った日から15日以内に受検者から適正な検査が可能となった旨の申し出があった場合は、新たに2-6-2の手数料を徴収しないものとし、検査票1の検査に支障のない部分に受付日付印を押印し、検査を再開するものとする。

なお、検査を中断する前に検査済みの装置等については、検査を省略することができる。

3-4-6 (略)

第4章～9章 (略)

附則〔平成29年1月19日協会規程第1号〕

この規程は、平成29年1月19日から施行する。

別表1 (略)

別表2 (改造自動車等の届出先及び添付資料等一覧表)

(略)	(略)	改造内容	(略)	添付資料		
			(略)	(略)	最大安定傾斜 角度計算書	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

号のいずれかを検査票1又は検査票2の備考欄に記載し、受検者に通知するものとする。

この場合において、2-8(2)、2-11-5(3)、2-12-1(5)及び2-16(1)の規定に基づく通告の理由は、それぞれ①、②及び③の例によるものとする。

①～③ (略)

(2) (略)

(新設)

3-4-6 (略)

第4章～9章 (略)

別表1 (略)

別表2

(略)	(略)	改造内容	(略)	添付資料		
			(略)	(略)	最大安定傾斜 角度計算書	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(略)	(略)	(7)－①	緩衝装置	緩衝装の種類の変更 を行うもの	(略)	(略)	※○	(略)
(略)	(略)	(7)－②		緩衝装置の懸架方式 の変更を行うもの	(略)	(略)	※○	(略)
(略)	(略)	(略)			(略)	(略)	(略)	(略)

備考 (略)

様式 1～8 (略)

様式 9 (改造自動車等届出書 (裏面))

改造内容 (別表第 1 関係)		(略)	(7)－①	(7)－②	(略)
			緩衝装置		
(略)		(略)	(略)	(略)	(略)
添付資料	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	最大安定傾斜角度計算書	(略)	※○	※○	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

注 (略)

様式 10～12 (略)

別添 (略)

(略)	(略)	(7)－①	緩衝装置	緩衝装置の種類の変 更を行うもの	(略)	(略)	※○	(略)
(略)	(略)	(7)－②		緩衝装置の懸架方式 の変更を行うもの	(略)	(略)	※○	(略)
(略)	(略)	(略)			(略)	(略)	(略)	(略)

備考 (略)

様式 1～8 (略)

様式 9 (改造自動車等届出書 (裏面))

改造内容 (別表第 1 関係)		(略)	(7)－①	(7)－②	(略)
			緩衝装置		
(略)		(略)	(略)	(略)	(略)
添付資料	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	最大安定傾斜角度計算書	(略)			(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

注 (略)

様式 10～12 (略)

別添 (略)